

第 29 号議案

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋川南特別景観地区の都市計画変更に伴い、工作物の形態意匠の制限を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例

芦屋市都市景観条例（平成21年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「芦屋川南特別景観地区」を「芦屋川特別景観地区」に改める。

別表第2中

「

芦屋川南 特別景観 地区	形態 意匠 の 制 限	一般基準	
		<p>芦屋川沿岸では、河岸の松並木と宅地内の生垣・樹木及び御影石の石積等が一体となった緑ゆたかな特徴ある景観が形成され、河川を軸とした眺望が広がる。この特徴ある景観を保全・育成するために、特に芦屋川からの景観形成に配慮する。</p> <p>(1) 背景となる山の緑や河岸の松などと一体となった緑ゆたかな美しい景観となるよう、河川沿いの通りからの見え方に配慮した工作物の配置とするとともに、敷地内の緑と調和する工作物の形態、意匠及び材料とすることにより、通りの緑の連続性を形成する。</p> <p>(2) 周辺の緑環境と調和した工作物となるよう、工作物の規模や位置に配慮するとともに、河川沿いの通り際には、まちなみを特徴づけている素材や意匠の継承に配慮し、工作物及び駐車場や囲障など工作物に附属する施設が一体となった落ち着いた通り外観を形成する。</p> <p>(3) 河川沿いの通りや橋などから望む開放的な見通しの景観を保全するため、工作物の高さや形態、配置などに配慮し、芦屋川を軸とした眺望景観を形成する。</p>	
		工作物の種類	項目別基準
(1) 立体駐車場 (2) 高架水槽 (3) 装飾塔， 記念塔，物 見塔，電波 塔その他こ れらに類す るもの	位置・規模	<p>(1) 芦屋川の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(3) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するよう</p>	

(4) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの (5) メリーゴーランド, 観覧車, 飛行塔, コースター, ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設 (6) 石油, ガス, L P G, 穀物, 飼料, 肥料, セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設		な配置, 規模及び形態とすること。
	外観意匠	(1) 主要な材料は, 周辺の景観との調和や質感に配慮し, 見苦しくならないものを用いること。 (2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。併せて周辺の景観と調和するように, 見えがかり上のボリューム感を軽減すること。 (3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは, 連続性が維持される意匠とすること。 (4) 側面や背面についても, 意匠は周辺の景観と調和したものとすること。
	屋外設備	屋外に設置する設備は, 周囲から見えないよう工夫し, 露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。
	通り外観	(1) 前面空地, 駐車場アプローチなど接道部は, 工作物と一体的に配置し, 及びしつらえとともに, 材料の工夫を行い, 落ち着いたのある外観意匠とすること。 (2) 中高木等による植栽を十分に施すことにより, 緑と調和した外観意匠とすること。 (3) 街角に立つ場合には, 街角を意識した意匠とすること。
	色彩	芦屋の景観色を念頭に, 低彩度を基本とし, 周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については, 地域に多く用いられている色彩との調和を図り, マンセル値で次を満たすこと。 ア R (赤), Y R (橙) 系の色相を使用する場合は, 彩度4以下 イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は, 彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は, 彩度2以下
(1) 鉄筋コンクリート造の柱, 鉄柱, 木柱その他これらに類するもの (2) 煙突	位置・規模	(1) 芦屋川の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置, 規模及び形態とすること。 (2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置, 規模及び形態とすること。 (3) 周辺の景観と調和したスケールとし, 通りや周辺, 河岸の並木との連続性を維持し, 形成するよう

		な配置，規模及び形態とすること。
	外観意匠	主要な材料は周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。
	屋外設備	屋外に設置する設備は，周囲から見えないよう工夫し，露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。
	色彩	<p>芦屋の景観色を念頭に，低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R (赤)，Y R (橙) 系の色相を使用する場合は，彩度4以下</p> <p>イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は，彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下</p>
建築物に附属する垣，さく，塀，門その他これらに類するもの	位置・規模	<p>(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。</p>
	外観意匠	<p>(1) 主要な材料は，周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。</p> <p>(2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。</p> <p>(3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは，連続性が維持される意匠とすること。</p>
	通り外観	塀，さく等の困障は，周辺の景観になじむ素材を使用し，植栽計画と一体となった意匠とすること。
	色彩	<p>芦屋の景観色を念頭に低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R (赤)，Y R (橙) 系の色相を使用する場合は，彩度4以下</p> <p>イ Y (黄) 系の色相を使用する場</p>

		合は，彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下
(1) 建築物に附属する擁壁 (2) 建築物に附属する擁壁以外の擁壁	位置・規模	(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。 (2) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。
	外観意匠	(1) 主要な材料は，周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。 (2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。 (3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは，連続性が維持される意匠とすること。
	通り外観	芦屋川からの見え方に配慮するとともに，地域で多用される御影石の仕様や周辺の景観になじむ素材や意匠とし，建築物に附属する擁壁にあっては，それらと建築物が一体となった特徴ある景観を継承する外観意匠とすること。
	色彩	芦屋の景観色を念頭に，低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。 ア R (赤)，Y R (橙) 系の色相を使用する場合は，彩度4以下 イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は，彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下
建築物に附属する日よけ	位置・規模	(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。 (2) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。
	外観意匠	(1) 主要な材料は，周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。

			(2) 建築物と調和した意匠とすること。
	色彩		(1) 芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。 ア R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (2) 建築物の色彩と調和したものであること。
	アンテナ	位置・規模	(1) 芦屋川の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。 (2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。 (3) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。

を
「

芦屋川特別景観地区	形態意匠の制限	一般基準	
		<p>芦屋川沿岸では、河岸の松や桜の並木と宅地内の生垣、樹木、御影石の石積等が一体となった緑ゆたかな特徴ある景観が形成され、山の緑を背景に河川を軸とした眺望が広がる。この特徴ある景観を保全、育成するために、特に芦屋川からの景観形成に配慮する。</p> <p>(1) 背景となる山の緑や河岸の松や桜などと一体となった緑ゆたかな美しい景観となるよう、河川沿いの通りからの見え方に配慮した工作物の配置とするとともに、敷地内の緑と調和する工作物の形態、意匠及び材料とすることにより、通りの緑の連続性を形成する。</p> <p>(2) 周辺の緑環境と調和した工作物となるよう、工作物の規模や位置に配慮するとともに、河川沿いの通り際には、まちなみを特徴づけている素材や意匠の継承に配慮し、工作物及び駐車場や囲障など工作物に附属する施設が一体となった落ち着いた通り外観を形成する。</p> <p>(3) 河川沿いの通りや橋などから望む開放的な見通しの景観を保</p>	

<p>全するため、工作物の高さや形態、配置などに配慮し、芦屋川を軸とした眺望景観を形成する。</p> <p>(4) 山の緑と一体となった山手の特徴的な景観を保全、育成するため、敷地内外の緑と折り合う工作物の配置、規模及び形態となるよう計画することにより、工作物が山の緑に溶け込む景観を形成する。</p>	
工作物の種類	項目別基準
<p>(1) 立体駐車場</p> <p>(2) 高架水槽</p> <p>(3) 装飾塔，記念塔，物見塔，電波塔その他これらに類するもの</p> <p>(4) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの</p> <p>(5) メリーゴーランド，観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設</p> <p>(6) 石油，ガス，LPG，穀物，飼料，肥料，セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設</p>	<p>位置・規模</p> <p>(1) 芦屋川の景観を特徴づける山，海などへの眺めを損ねない配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(3) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(4) 山手においては，背景の山並みや河岸や周辺の緑と調和する配置，規模及び形態とすること。</p>
	<p>外観意匠</p> <p>(1) 主要な材料は，周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。</p> <p>(2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。併せて周辺の景観と調和するように，見えがかり上のボリューム感を軽減すること。</p> <p>(3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは，連続性が維持される意匠とすること。</p> <p>(4) 側面や背面についても，意匠は周辺の景観と調和したものとすること。</p>
	<p>屋外設備</p> <p>屋外に設置する設備は，周囲から見えないよう工夫し，露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。</p>
	<p>通り外観</p> <p>(1) 前面空地，駐車場アプローチなど接道部は，工作物と一体的に配置やしつらえ，材料の工夫を行い，落ち着いたある外観意匠とすること。</p> <p>(2) 中高木等による植栽を十分に施すことにより，緑と調和した外観意匠とすること。ただし，D地区及びE地区（築造面積が500平方メートルを超える場合を除く。）においては，この限りでない。</p> <p>(3) 街角に立つ場合には，街角を意</p>

			識した意匠とすること。
		山麓外観	F地区においては、中高木等による植栽を十分に施すことにより、河川沿いの通りや橋などからの眺めにおいて、敷地内の緑と一体となった背景となる山の緑に溶け込むような外観意匠とすること。
		色彩	<p>芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R (赤), Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>
(1) 鉄筋コンクリート造の柱, 鉄柱, 木柱その他これらに類するもの	(2) 煙突	位置・規模	<p>(1) 芦屋川の景観を特徴づける山、海などへの眺めを損ねない配置, 規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置, 規模及び形態とすること。</p> <p>(3) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するような配置, 規模及び形態とすること。</p> <p>(4) 山手においては、背景の山並みや河岸や周辺の緑と調和する配置, 規模及び形態とすること。</p>
		外観意匠	主要な材料は周辺の景観との調和や質感に配慮し、見苦しくならないものを用いること。
		屋外設備	屋外に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。
		色彩	<p>芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R (赤), Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y (黄) 系の色相を使用する場</p>

		合は，彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下
建築物に附属する垣，さく，塀，門その他これらに類するもの	位置・規模	(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。 (2) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。 (3) 山手においては，背景の山並みや河岸や周辺の緑と調和する配置，規模及び形態とすること。
	外観意匠	(1) 主要な材料は，周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。 (2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。 (3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは，連続性が維持される意匠とすること。
	通り外観	塀，さく等の囲障は，周辺の景観になじむ素材を使用し，植栽計画と一体となった意匠とすること。
	色彩	芦屋の景観色を念頭に，低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。 ア R（赤），YR（橙）系の色相を使用する場合は，彩度4以下 イ Y（黄）系の色相を使用する場合は，彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下
(1) 建築物に附属する擁壁 (2) 建築物に附属する擁壁以外の擁壁	位置・規模	(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。 (2) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。 (3) 山手においては，背景の山並みや河岸や周辺の緑と調和する配置，規模及び形態とすること。

	外観意匠	<p>(1) 主要な材料は、周辺の景観との調和や質感に配慮し、見苦しくならぬものを用いること。</p> <p>(2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。</p> <p>(3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連続性が維持される意匠とすること。</p>
	通り外観	<p>芦屋川からの見え方に配慮するとともに、地域で多用される御影石の仕様や周辺の景観になじむ素材や意匠とし、建築物に附属する擁壁にあっては、それらと建築物が一体となった特徴ある景観を継承する外観意匠とすること。</p>
	山麓外観	<p>F地区においては、中高木等による植栽を十分に施すことにより、河川沿いの通りや橋などからの眺めにおいて、敷地内の緑と一体となった背景となる山の緑に溶け込むような外観意匠とすること。</p>
	色彩	<p>芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>
建築物に附属する日よけ	位置・規模	<p>(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(3) 山手においては、背景の山並みや河岸や周辺の緑と調和する配置、規模及び形態とすること。</p>
	外観意匠	<p>(1) 主要な材料は、周辺の景観との調和や質感に配慮し、見苦しくならぬものを用いること。</p> <p>(2) 建築物と調和した意匠とすること。</p>

		色彩	<p>(1) 芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>(2) 建築物の色彩と調和したものであること。</p>
	アンテナ	位置・規模	<p>(1) 芦屋川の景観を特徴づける山、海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(3) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(4) 山手においては、背景の山並みや河岸や周辺の緑と調和する配置、規模及び形態とすること。</p>

」

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市都市景観条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋川南特別景観地区の都市計画変更に伴い、工作物の形態意匠の制限を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 景観地区の名称の変更（別表第1及び別表第2関係）

景観地区の名称「芦屋川南特別景観地区」を「芦屋川特別景観地区」に改める。

(2) 芦屋川特別景観地区内の工作物の形態意匠の制限の変更（別表第2関係）

ア 一般基準の芦屋川沿岸の景観構成要素に河岸の桜並木を加えるとともに、山手の特徴的な景観を保全、育成するため、工作物が山の緑に溶け込む景観を形成することとする制限を加える。

イ 次に掲げるものの位置・規模の項目の基準について、山手における緑と調和する配置、規模及び形態とする制限を加える。

(ア) 立体駐車場等

(イ) 鉄筋コンクリート造の柱等

(ウ) 建築物に附属する垣、さく、塀、門その他これらに類するもの

(エ) 建築物に附属する擁壁等

(オ) 建築物に附属する日よけ

(カ) アンテナ

ウ 立体駐車場等の通り外観の項目の基準について、緑と調和した外観意匠とする制限をD地区及びE地区（築造面積が500平方メートルを超える場合を除く。）に適用しない。

エ 立体駐車場等及び建築物に附属する擁壁等の山麓外観の項目の基準について、F地区においては、中高木等による植栽を十分に施すことにより、河川沿いの通りや橋などからの眺めにおいて、敷地内の緑と一体となった背景となる山の

緑に溶け込むような外観意匠とする制限を加える。

(3) その他字句の整理

3 施行期日

平成24年4月1日